

本巢市告示第7号

市税に関する申告期限等の延長について

令和6年1月31日

本巢市長 藤原 勉

本巢市税条例（平成16年本巢市条例第53号。以下「条例」という。）第18条の2第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）及び条例に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）、納付又は納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長するので、条例第18条の2第2項の規定により告示する。

指定地域

富山県及び石川県